



鳥取県公報

平成 28 年 4 月 12 日 (火)
第 8 7 9 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	包括外部監査契約の締結 (270) (行政監察・法人指導課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (271) (教育・学術振興課) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (272) (東部福祉保健事務所) 2
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (273) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (274) (〃) 3
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (275) (販路拡大・輸出促進課) 3
	鳥取県立とっとり花回廊の利用料金 (276) (生産振興課) 4
	森林病虫害の駆除命令 (277) (中部総合事務所農林局) 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (278) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	森林病虫害の駆除命令 (279) (西部総合事務所農林局) 6
	土地改良区の役員の就退任 (280) (〃) 7
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 7
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (福祉保健課) 8
◇ 正 誤	平成28年 3 月 29 日付雑報中訂正 12

告 示

鳥取県告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 鳥取市吉成南町二丁目4-7
氏名 岸本 信一
- 2 契約期間の始期 平成28年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 915万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第271号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成28年度鳥取県環境学術研究等振興事業評価委員会	鳥取県環境学術研究等振興事業の補助対象事業の採択に関する事項	平成28年4月12日から平成29年3月31日まで	教育・学術振興課

鳥取県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人れしーぶ	訪問介護事業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	平成28年1月26日	平成28年3月1日	訪問介護
株式会社メディコープとっとり	通所介護事業所虹の家おかじま	鳥取市南吉方一丁目46	平成28年2月22日	平成28年3月31日	通所介護
〃	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治593	〃	〃	〃
株式会社ウィルファーム	訪問介護ステーションきらめき館	鳥取市覚寺61-2	平成28年2月29日	〃	訪問介護
株式会社ソルヘム	小規模デイサービス陽だまりの家かわはらはう	鳥取市河原町布袋189-2	〃	〃	通所介護

	す				
特定非営利活動 法人のんびり小 町	第2なでしこ	鳥取市用瀬町古 用瀬473	〃	〃	〃

鳥取県告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日
鳥取医療生活協同 組合	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町若桜 1200-1	平成28年2月26日	平成28年3月31日
社会福祉法人八頭 町社会福祉協議会	社会福祉法人八頭町 社会福祉協議会船岡 支所	八頭郡八頭町船岡殿 159	〃	〃
特定非営利活動法 人のんびり小町	なでしこ居宅介護支 援事業所	鳥取市用瀬町古用瀬 473	平成28年2月29日	〃

鳥取県告示第274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人れ しーぶ	訪問介護事業所れし ーぶ	八頭郡八頭町宮 谷240-15	平成28年1 月26日	平成28年3 月1日	介護予防訪問 介護
株式会社メディ コープとっとり	通所介護事業所虹の 家おかじま	鳥取市南吉方一 丁目46	平成28年2 月22日	平成28年3 月31日	介護予防通所 介護
〃	株式会社メディコー プとっとりデイサー ビスほほえみ	鳥取市西品治 593	〃	〃	〃
株式会社ウィル ファーム	訪問介護ステーショ ンきらめき館	鳥取市覚寺61- 2	平成28年2 月29日	〃	介護予防訪問 介護
特定非営利活動 法人のんびり小町	第2なでしこ	鳥取市用瀬町古 用瀬473	〃	〃	介護予防通所 介護

鳥取県告示第275号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成28年度鳥取県産農林水産物の情報発信業務プロポーザル審査会	鳥取県産農林水産物の情報発信業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年4月19日から同月28日まで	市場開拓局販路拡大・輸出促進課

鳥取県告示第276号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1)入園料

区分		単位	金額
ア 4月1日から 11月30日まで	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 500円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 1,000円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 450円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 900円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 400円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 800円
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 250円
		高等学校の生徒	1人1回につき 500円
イ 12月1日から 翌年3月31日まで	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 350円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 700円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 310円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 630円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 280円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 560円
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 170円
		高等学校の生徒	1人1回につき 350円
ウ 午後5時過ぎ まで開園してい る場合において 午後5時以降に 入園する場合	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 350円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 700円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 310円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 630円

	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	280円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	560円
学校行事		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	170円
		高等学校の生徒	1人1回につき	350円

(2) E 駐車場使用料

区分		金額（1時間につき）
芝広場	全面使用	800円
	片面使用	400円
屋外ステージ	入場料を徴収する場合	2,600円
	入場料を徴収しない場合	1,300円
	練習・リハーサル等	500円
備考		
1 1時間未満は、1時間とする。		
2 屋外ステージの練習・リハーサル等の場合は、芝広場は利用しないものとする。		
3 グラウンドゴルフのホールポスト等の貸出料金は、1回あたり100円とする。		

(3) フラワートレイン利用料

区分	金額
児童又は中学校の生徒	1人1回につき 150円
高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 300円
1車両専用利用（45人）	15,000円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成28年3月31日

(2) 適用開始年月日 平成28年4月1日

鳥取県告示第277号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成28年5月30日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、中部総合事務所農林局、湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第278号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人山陰福祉の会	米子市加茂町二丁目180	さんふく	米子市加茂町二丁目180	就労継続支援B型	平成28年4月1日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	みんなの処	米子市西倉吉町88-2	生活介護	〃
特定非営利活動法人大地	西伯郡日吉津村日吉津2282	いちごの広場	西伯郡日吉津村日吉津2282	〃	〃
特定非営利活動法人メルヘン福祉会	西伯郡伯耆町久古1042	ゆめ工房	西伯郡伯耆町大殿1092-2	就労継続支援A型	〃
〃	〃	ゆめ工房21	西伯郡伯耆町久古1042	就労継続支援B型	〃
社会福祉法人尚仁福祉会	日野郡江府町大字久連7	就労継続支援B型事業所江美の郷	日野郡江府町大字久連7	〃	〃
〃	〃	訪問介護事業所江美の郷	〃	居宅介護	〃

鳥取県告示第279号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 区域及び期間

- (1) 区域
西伯郡日吉津村及び大山町の各一部(別紙のとおりとする。)
- (2) 期間

平成28年5月25日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、西部総合事務所農林局、日吉津村役場及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事 清 水 尚 武 西伯郡伯耆町丸山163

平成28年2月17日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 清 水 輝 彦 西伯郡伯耆町丸山163

平成28年3月28日就任 任期 平成29年9月10日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年5月9日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成28年5月23日	〃	〃	〃	〃

午後 1 時から午後 4 時まで				
---------------------	--	--	--	--

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年5月17日 午前9時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年5月24日 午前9時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃
平成28年5月31日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 調達案件の名称及び数量

生活保護システム構築業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成28年9月30日まで

(4) 履行場所

鳥取県本庁舎等、鳥取県が指定する場所

(5) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 平成28年4月12日（火）から同年5月17日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成28年4月12日（火）から同年5月17日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成28年4月22日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ プライバシーマーク（Pマーク）又はISO27001/ISMS認証を保有していること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク 平成23年度から平成27年度までの間に、都道府県、政令指定都市又は中核市において福祉保健系システムの構築業務又は管理運用業務を受託し完了した実績を有していること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のアからウまで及びオの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成28年4月22日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ

場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書で示す事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

キ 構成員は県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク 構成員の 1 以上の者が平成23年度から平成27年度までの間に、都道府県、政令指定都市又は中核市において福祉保健系システムの構築業務又は管理運用業務を受託し完了した実績を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部福祉保健課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部福祉保健課

電話 0857-26-7859

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付の方法

平成28年4月12日（火）から同月21日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/fukushihokenka/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成28年4月12日（火）から同月21日（木）までの日（日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成28年5月17日（火）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

平成28年5月17日（火）午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等と

もに提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を 4 の(1)の場所に平成 28 年 4 月 21 日(木)の午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書(以下「企画提案書等」という。)を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

(4) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に 100 分の 108 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Development of the Public Assistance System :
1 set
- (2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 21,
April, 2016
- (3) Time limit of the submission of tenders : 5 : 00 PM, 17, May, 2016
- (4) Please Contact : Division of Health and Welfare, Department of Health and Welfare, Tottori
Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7859

正 誤

平成28年 3 月 29 日付鳥取県公報第8786号の雑報（平成28年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施につ
いて）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7
行 下から15
誤 電子申請
正 書面申請

頁 7
行 下から14及び15
誤 平成28年12月 8 日（木）午前 9 時から同月22日（木）午後 5 時まで
正 平成28年12月 8 日（木）から同月22日（木）まで